

第1回木津川市いじめ防止等対策委員会 会議録

○日 時：平成26年6月4日(水)13時15分から15時10分まで

○場 所：木津川市役所 第2北別館

○出席者：榎原禎宏委員、岩瀬佳代子委員、仙田富久委員、森本博一委員、

石割康平委員、下田香織委員、松田秀委員、濱喜代巳委員、

戎崎綾子委員、永末綾乃委員

教育委員会：森永教育長、森本教育部長、山本理事、加藤理事、

竹本教育部次長兼学校教育課長、村田指導主事

1 開会 委員の委嘱

委嘱状を配付し、委員の委嘱をした。

2 挨拶 森永教育長

森永教育長 挨拶

3 委員の紹介

委員の自己紹介

事務局の紹介

4 委員長・副委員長の選出

委員長に榎原委員、副委員長に下田委員が推薦され、承認された。

5 木津川市いじめ防止対策委員会について、事務局より説明

【説 明】

木津川市いじめ防止等対策委員会条例に基づき本委員会について説明する。その掌握事項についてはいじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、学校の求めに応じて、学校におけるいじめ防止をはじめとする生徒指導上の諸問題のための基本的な方針及び方策に関し必要な指導助言を行い、重大事態の発生時は、教育委員会の求めに応じて調査方針の決定や調査結果の報告にあたることである。委員の構成、任期について。会議の運営についてはこの対策委員会は、情報公開や会議の透明性などから、木津川市審議会等の公開に関する規定に基づき公開することとする。

【質疑応答】

委 員：委員会の名前「いじめ防止等委員会」の「等」については、どういった解釈になるのか。学校現場での問題行動全てを守備範囲とするのか、いじめに限るのか。

事務局：基本的にいじめが対象であるが、いじめ以外の問題についても、子どもの人権にかかわるような問題、あるいは子どもの生命、学校全体にかかわるような大きな問題事象も含めてケースによって検討する。

6 議事

1 運営について

事務局より説明

【説 明】

木津川市いじめ防止等対策委員会の運営について説明する。会議の公開の方法については木津川市審議会等の会議公開に関する規程に基づき公開すること、議事録については事務局が作成し、指名された委員が署名すること、議事録はホームページに公開することとする。

【質疑応答】

委 員：会議が公開であるので、ここで発言したことを会議の外で発言していいか。非公開にされた場合の中身について当然守秘義務の規定があると思われるが、無いのであれば規定した方が良いと思われるし、規定しなくても申し合わせをする必要がないのか。

事務局：会議は公開となっているので理解いただきたい。非公開とした部分については、規定があるべきだが、今回は準備していない。外部では一切出さないという形だが、必要であれば、規定についても考えたい。

委 員：公開のもと、この委員会が開かれている場合であっても、公開の時に我々が意見交換する中身と、公開されている議案について我々が知りえる情報とは分けて考えないと、ダメなのではないか。

委 員：今の点であれば情報公開も見据えて何らかの規定を作る必要があると思う。拘束力については私たちの様な委嘱された立場の守秘義務については根拠をたどり見ていかないと守秘義務という大きな義務を課せるとは、この合議だけでは今後委員も変わっていくことも考えると少し難しいのではと思う。

事務局：いじめ防止等対策委員会は教育委員会の附属機関という形で設置す

る機関である。そうなると、委員は非常勤の特別職という形となるので一定の守秘義務が発生してくる。その事を十分ご理解いただいた上で、意見表明等についても理解いただきたい。守られるべきなのは個人情報であり、これが最重要項目となる。一度事務局で整理する。

委 員：要保護児童対策地域協議会というのがあり、それについては法律で守秘義務が課せられており、かなり厳しい制約があるので、かなり立ち入った個人の情報でも皆で共有する事が保障されている。この委員会は任意設置であるので、おそらく法律でそんな事を決めていない。ということであれば、どこかの段階で明文化しておいた方がよいと思った。

2 議事録署名委員の指名

委員長が岩瀬委員を署名委員に指名した。

3 いじめ防止基本方針について

事務局より説明

【説 明】

1 木津川市いじめ防止基本方針について

いじめ防止対策推進法において、その第12条に地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めるように努めること（努力義務）と規定されている。これを受け、木津川市ではこの4月に木津川市いじめ防止基本方針を策定した。

2 いじめに対する基本認識

いじめの定義とその基本認識、具体的いじめの態様について確認している。基本的には国、京都府と同様の定義を用いる。各学校の基本方針においても同様の定義を採用し、子どもたちに関わるすべての人が同じ認識の上に立っていじめと向き合うことを基本としている。

3 いじめの未然防止では、いじめの未然防止に向けて各学校で重点的に取組む内容を提示している。

4 いじめの早期発見では、学校においていじめを早期に発見するための手立てとして「いじめアンケートの実施」、相談しやすい環境づくり、定期的な教育相談、教職員研修やチェックリストの活用、家庭・

地域との連携、関係機関との連携の6点に取り組むこととしている。

- 5 いじめ問題に取り組む体制については、本対策委員会、いじめ防止対策チーム、各学校いじめ対策委員会である。いじめ防止等とあるのはいじめだけではなく、児童生徒の人権を侵害するような校内暴力、生徒指導上の諸問題をも含みながら基本的な方針とか施策について必要な調査・審議を行っていく。重大事態が発生した場合、その調査をし、内容の検討を行う。方針・施策等についての具体的な協議等については付属機関の対策チームが行う。
- 6 ネットいじめの未然防止のために情報把握を各小中学校で行っている。家庭に教育を依頼する事も含め、総合的に考えていく。
- 7 重大事態発生時は学校は速やかに教育委員会へ報告する。市長へ速やかに報告する。それから学校と市と協議した上、学校いじめ対策委員会もしくは木津川市いじめ防止等対策委員会等が調査を行う。
- 8 いじめ基本方針については、学校いじめ防止基本方針をホームページや学校便りで示し、いじめの防止それから早期発見・早期解決に向けた取組を速やかに正確に行う。

【質疑応答】

委 員：ここで書かれているいじめとは学校生活で起るいじめという捉え方で良いのか。子どもが生活するゾーンは学校だけとは限らないが、学校の中だけで起るものと限定して良いのか。学校の中と限定した場合、校区とか地域を限定したものになるのか。市内の公立の学校に行って、その生徒同士の問題のみを取り扱う事として良いのか。

事務局：いじめ防止対策推進法第2条に定義があり、「いじめとは児童等に対し当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人間関係がある他の児童等が行う心理的または物理的影響を与える行為」ということはいじめられている子どもと何らかの人間関係があるというのが前提となる。ゆきすがりの人間が行ったものは対象とならない。市が対象とするのは市立小中学校に在籍している児童生徒が対象である。それに対してのいじめを行っているのが例えば一定の人間関係を持っている奈良の子どもであるとした場合は対象となる。

委 員：さらにインターネットがある。そうなると、インターネットの世界と考えるとこれはかなり広い範囲となるが、その場合一定の人間関

係はどうなるのか？

事務局：架空の名義とか不確定な者からのものはいじめとは成り難いと思われるが、そこに一定の人間関係が推定されるものであれば範疇となる。

委 員：高校生はどうなるか。

事務局：監督権者が京都府になるため、市は関与しない。

委 員：組織の編成について分かりにくいので説明願いたい。いじめ防止対策推進法の14条1項いじめ問題対策連絡協議会を置く事が出来るとあるがいじめ問題対策連絡協議会はあるのか、なければ任意であるが今後設置されるのか。附属機関の内部組織として直接学校を支援する対策チームを設置するということになっており、詳細については条例の定めによるとなっているが、附属機関はこの本委員会で良いのか。

事務局：第14条第1項の対策連絡協議会は設置していない。それは京都府での問題対策連絡協議会がある。要項では対策チーム設置となっており、まだ立ち上がってはいないが実働部隊として運営していく。

委 員：資料について、アンケートがいくつか上がっているが、木津川市はこれを行うという意味なのか、あるいはこういったものがあるという参考なのか。

事務局：木津川市の中学校ではアンケートは統一したもので使用している。これは実際に使用しているものである。基本的には年2回、1学期2学期に使用、学校によっては3学期も実施できる所はしている

委 員：この委員会が事前に防止のために何らかの貢献をすることが責務に含まれるのであれば、こうしたものについても、すぐにとはいかなが実態を把握できるもの、例えば学校間の違いをつけないという説明だったが、学校の規模とか地域性とか子どもの傾向によって学校の裁量によって基本はあるにしても自由な項目設定を行うといったような管理も考える必要があるのではないか。

起こった後でどうするかというのも大事だが、起こる前に関係者が集まっているのであるからリアルな現状を捕まえられるような意見も頂戴したいし、検討課題として考えてほしい。

事務局：今あった様に木津川市の方で作成させて頂いているが、ここで意見を頂いた部分については修正を加えながらより良いものを作つていければと考えている。

委 員：友達アンケートを初めて見たが、これは全校で実施しているのか。子どもからは聞いたことが無いのでわからないが、例えばこの時に嫌な事をされた事がある、と申告した場合に教師はどういった対応をしているのか。またその結果をどのようにしているのか。

委 員：アンケート後もそうであるが、保護者が相談に行った際、その後の流れが明確になると保護者も安心できるものになる。住民も実際にどうなるのかが分かれば、もっと明瞭になれば木津川市に住んでいて安心だと思うと考えられるので、対策の手順であったり、フローチャートであったりが見えると安心できるのではないか。

委 員：この委員会として具体的に何をするのかといった事について、最初は教育委員会の求めに応じて、ということで、今回はこれになると思うが、本市のいじめを始めとする生徒指導上の諸問題の為の基本的な方針及び施策の策定に関し必要な事項について調査、および審議を行うとすれば、既にいじめ防止基本方針というものは木津川市で策定されているのでこれについて意見を述べると云うのは違うのではないか。具体的に今後のスケジュールも含め、どういった形でこの会が必要とされ、運営されていくのかというのを少しあわかりにくい。

事務局：アンケートのその後の流れは、アンケートを実施後、子ども達から訴え等出てきたものについては、後で担任が個別に聞き取り調査をすることになっている。本年度も各学校に通知したがアンケートの結果を元に全児童生徒に対し聞き取り調査を行い、嫌な思い、いじめ等にあって無いかを確認実施する。その後の動きは、資料編にマニュアルという形で学校でのいじめ事象が起きた時の指導の流れ、そこにこの委員会がどのような形で関わるかを記載しているので参考にしてほしい。

本会の目的は、一つは市で行っているいじめ対策について、どのようにしていったら良いかという意見を頂く場である。

もう一つは万一重大な事象がおこった場合には、ここに色々な専門の方がおられるので対応していただく、その二点が目的である。

委 員：資料編に年間の指導計画がある。これに基づいて小学校・中学校は実施しているが、この通りにはいかない面もある。学校には行事等もあるので、いじめアンケートと教育相談を共に行っている所とか、保護者啓発も色々とおこなっているが、データについては公開していない。人権週間の取り組みであるとかで保護者の方には今学校でどういった取り組みをしているかということをお知らせしている。

特に2学期のいじめアンケート・教育相談については時間をかけて子どもたち一人一人の状況を学校側で把握し、状況がどうか、前回と比べてどうかといった事を時間をおいて見ている。細かい所は学校毎に少しずつ違う所もあるかと思うが、教師・担任任せではなく組織的なものの見方で進めている。それぞれ学校にも問い合わせていただければと思う。データそのものについては出せないのでご了承いただきたい。

委 員：木津川市いじめ防止基本方針の策定について～いじめ防止といった所が気になる。医学的にいえば予防的な意味にあたると思うが、ここに列挙されている項目はその行った結果がどのように反映されているかが非常に見えにくく感じる。効果検証と見直しとあるが、これが非常にポイントになるのではないか。行ってきた作業がどの様に実効性を持ってされたのかというのが評価されるように考えながら行つていかないとあまり効果がない。且つここに書かれている様な事は例えば、中学校3年間では解決するとはとても思えない。小学校に入ってから中学校卒業までの間9年間の間に時間をかけて精査していくことなのだろうから、結果が出るまでにとても時間がかかっているものだと考える。ここで議論する内容は短期的な効果を期待してするものも大事だと思うが、5年10年先を見据えて考えていく視点も大事なのではないかと感じた。

委 員：いじめ対策の主な柱として予防と発生した時の対応になると思う。予防対策は時間が長期的にかかるというのと、発生した時には緊急に何らかの対策をしていかないと身体生命の異常があると困る。ゆっくりやれる部分と緊急的にやらねばならない事が出てくる。この委員会の開催回数が、どのようなスパンで開催するのか、予防は計画的で問題ないが、何か発生した場合は緊急に招集してできるのか、疑問を感じる。

委 員：以前児童相談所の職員、児童福祉士をしていて、その時の経験が記憶にある。虐待などは当然あったが、一部の学校では相談しているが学校は頼りにならないという保護者もまれに存在していた。そういった方は学校には児童相談所に相談に来ている事を言わないでほしいという方が多かった。今までのいじめの捉え方は文部科学省でも段階を踏んで変わっているが、今回法が整備された事で、受ける方の捉え方、これはいじめだと言えばいじめとなることとはつきりした。学校が対応することと義務付けられたことは良いことだと思うが、一番基本は市の基本方針にもある、人権意識をどのように

に作っていくのかといったことが一番大事だと思う。具体的な中身は副読本を主として作っていく事を考えておられるのですね。

さきほど、中学3年間だけでは難しいと意見がありましたが、学校、もっと言えば学校に行く前の幼児教育の段階から人権がとても大事である、人権は尊重されるものであると徹底して、頭に入れていく必要がある。そうすれば、子どもたちも不幸なことにならずに教師に相談したり、保護者に相談できたりできるのではないかと思っている。その辺りの筋道を解きほぐしていくような委員会になればと思う。

委員：カウンセラーとして保護者や子供の話を聞いている時に、教師のいじめへの意識の温度差が非常にある様に感じるので、この委員会がその役割を果たすかどうかわからないが、教員向けの研修なども充実させていっていただきたいと思っている。後は、皆さんにおっしゃるように、定期的にこの会議を持つのであれば予防的なかかわりについての話し合いができると思っている。この会議がどれくらいのスパンで行われるのか、緊急の招集がある場合はどのようにして持たれるのか、といった辺りをお話しいただければと思う。

事務局：第2回目の会議については1学期2学期の各学校の取り組みやアンケート結果を踏まえ、3学期に実施したいと思っている。

次回の日程については、調整の上、平成27年1月くらいに予定している。

委員長：議事の終了を告げる

5 閉会挨拶

森永教育長　閉会挨拶

閉会